

令和8年第1回下仁田町議会定例会会議録第1号（5日）

招集年月日	令和8年3月5日								
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場								
開閉会日時 及び宣言	開 会	令和8年 3月 5日午前10時00分				副議長	堀 口 博 志		
	閉 会	令和8年 3月 18日午前10時26分				議 長	岡 田 邦 敏		
議員出席状況	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応 招 10名	1	堀 越 健 介	○	○	6	岡 田 邦 敏	○	×	
不応招 0名	2	並 木 一 夫	○	○	7	木 暮 弘 元	○	○	
出 席 9名	3	小井土 光 弘	○	○	8	佐 藤 博	○	○	
欠 席 1名	4	大 手 博 幸	○	○	9	千 野 榮 治	○	○	
欠 員 0名	5	佐々木 信 也	○	○	10	堀 口 博 志	○	○	
【凡 例】 ○応招・出席を 示す ×欠席・不応招 を示す									
会議録署名議員	7番	木 暮 弘 元	8番	佐 藤 博					
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局 長	佐 藤 正 明			書 記	石 井 史 子			
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	岩 崎 正 春			福 祉 課 長	市 川 博 生			
	教 育 長	里 見 立 夫			保 健 課 長	今 井 美 和			
	総 務 課 長	下 山 光 一			農 林 課 長	佐 藤 圭 司			
	企 画 課 長	神 戸 領 栄			商 工 観 光 課 長	竹 内 誠			
	住 民 税 務 課 長	小 金 澤 康 夫			建 設 水 道 課 長	鈴 木 昌 吾			
	会 計 課 長	東 間 克 敏			教 育 課 長	荻 野 文 昭			

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
町長挨拶
- 3 一般質問

会 議 の 経 過

開 会 令和8年3月5日 午前10時00分

○事務局長 佐藤正明 おはようございます。

本定例会初日は、議長欠席のため、堀口副議長により進行をさせていただきます。堀口副議長、議長席へお願いいたします。

○副議長 堀口博志 議長欠席のため、議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和8年第1回下仁田町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○副議長 堀口博志 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番 木暮弘元君と、8番 佐藤博君を指名いたします。

○副議長 堀口博志 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、さきの議会運営委員会で本議会の運営等について協議がされておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長

(佐藤博議会運営委員長 登壇)

○議会運営委員長 佐藤博 おはようございます。

議長のご指名がありましたので、議会運営委員長報告を申し上げます。

去る2月24日、午前10時から303委員会室において、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程及び議案の取扱い等の議会運営に関する

事項について、協議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日から3月18日までの14日間とし、審議日程につきましては、お手元に配付されている日程表のとおりであります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、町長のご挨拶をいただきます。その後、一般質問を小井土光弘議員が行います。

また、一般質問終了後は全員協議会を開催し、本定例会に提案されております議案の細部にわたる説明をしていただきます。

6日は、引き続き全員協議会を開催していただきます。

7日及び8日は、休日につき休会といたします。

9日は、午前10時より本会議を開催していただき、「第3号議案」から「第14号議案」まで上程、提案者の説明、質疑、討論、採決を行います。

次に、「第15号議案」から「第20号議案」までの補正予算及び「第21号議案」から「第26号議案」までの当初予算は、一括上程し、説明、質疑の後、全予算議案を予算決算特別委員会に付託し、陳情につきましては、所管の委員会に付託し、審査をお願いすることに決しました。

10日は、午前10時から総務常任委員会所管分の予算決算特別委員会を開催していただきます。

11日は、午前10時から社会経済常任委員会所管分の予算決算特別委員会を開催していただきます。

12日は、午前10時から総務常任委員会協議会を開催していただきます。

13日は、午後1時30分から社会経済常任委員会及び社会経済常任委員会協議会を開催していただきます。

14日及び15日は、休日につき休会とし、16日及び17日は、委員会予備日とします。

18日最終日は、午前10時より本会議を開き、委員長から委員会審査の報告を受けた後、「第15号議案」から「第26号議案」に対しての討論、採決、また、陳情の採決を行い、全日程を終了する予定です。

以上、この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○副議長 堀口博志 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から3月18日までの14日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 堀口博志 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間と決定いたしました。

○副議長 堀口博志 続いて、町長から定例会招集の挨拶を願います。

町長

(岩崎正春町長 登壇)

○町長 岩崎正春 皆さん、おはようございます。

令和8年第1回下仁田町議会定例会の開会に当たり、ご指名をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

春光羽ばたく季節の移ろいを町内各地で見られる時期を迎え、議員の皆様におかれましては、定例会にご参集いただきありがとうございます。

数日前に若干の降雨があったものの、全体的には降雨量が少なく、飲料水、農業用水、農作物など多岐にわたり心配が及んでいます。

さて、ご承知のとおり、3月定例会は次年度の当初予算を決定し、併せて多数の条例に関する審議をいただくなど、令和8年度の町政運営の屋台骨を立てる意味を持つ議会であります。

各位におかれましては、大所高所により忌憚なきご意見をいただき、実り多き審議の上、ご議決賜ることをお願い申し上げます。

議案といたしましては、まず、第3号議案、固定資産評価審査委員会委員の選任についてご提案申し上げます。

次に、諮問第1号として、人権擁護委員の推薦について提案します。

続く第4号議案では、災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてご審議をお願い申し上げます。本制定は、国の制度改正により、自然災害に伴う災害弔慰金等について、おのおのの自治体が条例を制定するものでございます。

続いて、第5号議案では、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてお諮りします。本条例も、国の法改正に伴い制定するもので、保育所を利用できる年齢と要件が緩和され、学びの機会を増やしていくことを目的としています。

また、第6号議案では、下仁田町役場課設置条例の一部改正について提案いたします。本改正は、効率的な事務運営と円滑な事務推進環境を構築したいとするものでありますので、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

続く第7号議案では、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正をしたいとするものです。本改正は、福祉医療費支給事務において、利用可能とする特定個人情報の範囲を見直しするために行いたいとするものです。

さらに、第8号議案では、人事院勧告に伴う職員の給与に関する条例の一部改正をご審議いただきます。

その後、第9号議案では、前号議案の改正と連動し、職員の定年等に関する条例等の一部改正について提案します。

第10号議案は、人事院規則の改正に伴い、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正したいとするものです。

続いて、第11号議案は、国の法改正により子ども・子育て支援納付金課税額の創設のため、町の国民健康保険税条例の一部を改正したいとするものです。

さらに、第12号議案は、群馬県条例の規定と合わせることを目的として、小口資金融資促進条例の一部改正を提案します。

第13号議案は、地方自治法の規定に合わせるため、町営住宅管理条例の一部改正を提案するものです。

さらに、第14号議案は、甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について提案します。このたびの変更は、産業振興分野に農業分野を追加し並びに一般廃棄物の広域化を追加、明文化することを主に、甘楽富岡地域の連携強化を推進するものです。

そして、第15号議案から第20号議案までは、一般会計並びに特別会計の令和7年度補正予算についてご審議をお願いいたします。

その後、第21号議案から第26号議案で、令和8年度当初予算をご提案申し上げます。

いずれの案件も、地域の住民生活に直結する大切な案件でありますので、慎重審議の上、ご議決いただくようお願い申し上げます。

以上、令和8年第1回議会定例会開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日より大変お世話さまになります。よろしくお願いいたします。

○副議長 堀口博志 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告書に従いまして質問を許します。小井土光弘君

(小井土光弘議員 一般質問席へ)

○3番 小井土光弘 議席番号3番、小井土光弘、議長の許可がいただけましたの

で、通告書に沿って質問させていただきます。

2月に開催された下仁田町まち・ひと・しごと創生総合戦略事業実証状況報告の一つに、福祉課より報告がありました、高齢者の生きがいくりの中の、下仁田町高齢者等タクシー利用券交付事業について伺いたいと思います。

高齢者の交通手段の充実の取組として、公共交通空白地の高齢者等への交通確保を図るため、集落高齢者等タクシー利用券助成事業の実施がされました。

令和6年度の配付対象は変更しないが、配付枚数を増やしたとありますが、どのくらい増やしたのかお伺いたします。

○副議長 堀口博志 町長

○町長 岩崎正春 これは、所管するのが福祉課でありますので、福祉課長に答弁させていただきます。

○副議長 堀口博志 福祉課長

○福祉課長 市川博生 お答えいたします。

令和6年度は、対象者の方に例年の配付枚数に一律10枚を追加し、最大で1人65枚を配付いたしました。

○副議長 堀口博志 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 令和7年度は高齢者等タクシー利用券の交付事業に変わりましたが、各地域の交付対象者は何名いますか。また、申請方法、利用方法、利用できる事業者について伺います。

○副議長 堀口博志 福祉課長

○福祉課長 市川博生 令和7年度からは交付対象者を拡大し、町内に住所を有する運転免許証を保有していない70歳以上の方を対象としております。

なお、運転免許証の保有状況等は確認できないため、正確な交付対象者は把握できませんが、70歳以上の地区別人口は次のとおりです。

下仁田地区860名、馬山地区620名、小坂地区490名、西牧地区450名、青倉地区310名、全体で2,730名いらっしゃいます。また、公共交通の不便な地域でありました、そちらにお住まいの方につきましては、従前どおり運転免許証を保有していても交付対象としております。

申請方法につきましては、電子申請と電話受付、あと窓口申請がございます。申請者につきましては、本人または家族、親族及び地区民生児童委員の方も可能です。

利用方法につきましては、タクシー運転手へ本人であることを確認できるマイナンバーカードや運転経歴証明書等を提示し、利用券を渡していただ

ればご利用いただけます。その際に、タクシー利用券にその日の利用日、乗車地、降車地、本人の署名を記入していただいております。

利用できる事業者につきましては、事業実施要綱に基づき町内に事業所を有するタクシーの事業所となっておりますので、上信ハイヤー株式会社下仁田営業所と有限会社成和自動車の2社と契約書を締結しております。

○副議長 堀口博志 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 令和7年度の利用状況について伺います。

○副議長 堀口博志 福祉課長

○福祉課長 市川博生 2月末時点となりますけれども、申請者数は433名です。実際の利用者は322件です。

なお、年度途中ですが、令和7年4月から令和8年1月までにタクシー会社にお支払いしました支払額は約583万円となっております。

○副議長 堀口博志 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 下仁田町内に限り利用できるとありますが、例えば、馬山のところから荒船風穴は利用可能のようですが、馬山から隣接市の南蛇井駅は利用ができないということになっているようです。もう少し柔軟な運用というのはいませんか。

○副議長 堀口博志 福祉課長

○福祉課長 市川博生 タクシー券が使用できる区域は、下仁田町内に限らせていただいております。ご指摘のとおり、馬山地区の方の最寄り駅であります南蛇井駅は富岡市であることから、このタクシー券は利用できません。使い勝手等でご不便をおかけしておりますが、町内限定として公平性を持って実施させていただいておりますことをご理解ください。

○副議長 堀口博志 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 タクシー券の譲渡等は不可能ということなんですけれども、夫婦間でも不可能なのではないでしょうか。そういったところも、もう少し柔軟な運用ができればなと思います。

○副議長 堀口博志 福祉課長

○福祉課長 市川博生 タクシー利用券の交付目的が、運転免許証を保有していない高齢者等が積極的に社会参加できる環境づくりとしております。ご夫婦であっても、個々での利用をお願いしております。公平性の観点からのご理解をいただければと存じます。

なお、対象者本人が乗っていれば、どなたでも乗車できる形となっておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○副議長 堀口博志 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 ありがとうございます。

タクシー利用券のほうに、夫婦連名で出していただければ、もっと簡単に使い勝手がよくなって、高齢者等が積極的に社会参加できるかなと私は思います。

続きまして、利用券の裏面等にタクシー券に対する利用者のご意見等を書き込む項目というのは、今ございますか。

○副議長 堀口博志 福祉課長

○福祉課長 市川博生 現在のタクシー利用券に利用者のご意見等を記入する欄は設けておりません。今後は、皆様のご意見が記入できるよう、項目欄を検討してまいります。

○副議長 堀口博志 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 よく検討して実行に移していただければなと思います。

また、タクシー券の助成事業の拡充や、またそれを補充するというか、新たな公共交通の形態について、町長、ご意見ありますか。

○副議長 堀口博志 町長

○町長 岩崎正春 お答えいたします。

下仁田町高齢者等タクシー利用券交付事業については、高齢者等が積極的に社会参加できる環境づくりとして好評をいただいております。令和8年度も引き続きこの事業を実施させていただきますが、利用者の意見を取り入れながら、できる範囲で利用条件等を検討してまいりたいと思います。

また、タクシー利用券に代わるデマンドバス等の交通形態を検討しております。今後も、高齢者が使いやすい交通施策を議会の理解を得ながら進めてまいりたいと思いますので、その節もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長 堀口博志 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 高齢者が気楽に移動できるまちづくり、これからも引き続きよろしくお願ひいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきたいと思ひます。

外猫について質問させていただきたいと思ひます。

外猫ということで、ここの場では飼い主のいない猫ということで定義させていただきたいと思ひます。その中で、一匹でも多くの外猫を不幸にさせないためには、どうしたらいいかなということ、お聞きしたいと思ひます。

ペットではない外猫に餌をあげることということは、法律で禁止されているのでしょうか。

○副議長 堀口博志 町長

○町長 岩崎正春 動物保護に関する所管するのは保健課でありますので、保健課長に答弁いたさせます。

○副議長 堀口博志 保健課長

○保健課長 今井美和 お答えいたします。

現在、外猫と言われております飼い主のいない猫への餌やりを直接禁止する国の法律はございません。ただし、関連する法律として、動物の愛護及び管理に関する法律、動物愛護管理法があります。

同法の第7条には、動物の所有者又は占有者の責務等として、「動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。」とございます。

餌を与えるだけで管理しない無責任な行動は、間接的に問題視される可能性がございます。

○副議長 堀口博志 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 外猫と言われる飼い主のいない猫に餌をあげている人が時たま見受けられます。その中に、地域猫といったものがあるみたいなんですけれども、こういった管理がされていて、またされるべきなのでしょうか。

○副議長 堀口博志 保健課長

○保健課長 今井美和 地域猫活動は、単なる餌やりではなく、計画的、組織的な管理活動になります。

これ以上、飼い主のいない猫を増やさない、殺処分ゼロを目指す、発情期の鳴き声やマーキング行動を減らす、将来的に飼い主のいない猫の数を減少させることを目的に、基本的な管理として、公益財団法人どうぶつ基金が推進するTNR活動があります。TNRは3つのステップを指します。

TはT r a p、捕獲として人道的な捕獲機を使って飼い主のいない猫を捕獲します。NはN e u t e r、不妊去勢手術で獣医師による不妊去勢手術を実施します。RはR e t u r n、元の場所に戻すで、手術後元の生活場所に戻すという活動です。また、不妊去勢手術済みの飼い主のいない猫を「さくらねこ」と呼びます。「さくらねこ」は、不妊去勢手術時の麻酔が効いているときに耳先をV字カットし、さくら耳として手術済みを識別するための目

印がございます。手術費用は、どうぶつ基金が無料手術チケットを提供して
いまして、TNR活動の一環として実施されています。

地域猫活動は、TNR活動に加えて給餌管理、清掃、健康管理、地域との
連携など総合的な管理を求められております。

○副議長 堀口博志 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 そういった活動のほうを、NPO法人さんなんか
が率先してやられているようなんですけれども、下仁田町はNPO法人さんへの現場等
の紹介というのはされていますでしょうか。

○副議長 堀口博志 保健課長

○保健課長 今井美和 下仁田町では、令和2年8月に公益財団法人どうぶつ基金
の支援、さくらねこ事業への登録をしています。「さくらねこ」という呼称
を広めた公益財団法人どうぶつ基金では、殺処分ゼロを目指し、全国でさく
らねこ無料不妊手術事業を展開しています。町民から問合せがございましたら、
この事業に関するホームページ等をご紹介させていただいております。

この事業においては、飼い主のいない猫を地域で将来にわたり管理等しな
いと、さくらねこ事業への参加はできませんので、下仁田町では現在のとこ
ろ申請実績はございません。

○副議長 堀口博志 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 中には管理のされていない不適切な餌やり、ルールを守らな
いで、ただかわいい、かわいそうだからの理由で無責任な餌やりから、騒音、
悪臭、糞尿等衛生被害の生活環境の悪化が町内でも見受けられます。行政の
ほうはどういった対応をしていますか。

○副議長 堀口博志 保健課長

○保健課長 今井美和 保健課では、不適切な餌やり行為をしているケースの近隣
住民からの苦情をいただくことがございます。通報を受けますと、所管する
係員が直ちに現場確認に行きまして、猫の占有者を訪問し、注意指導を行っ
ております。しかし、実際のところは、度重なる指導を行っていても改善さ
れない現状に、行政も苦慮しております。

○副議長 堀口博志 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 現場のほうはそういったことで苦慮されているという話とい
うか、そういう話を伺います。そういった度重なる措置命令違反に対する対
応というのは、どういうことをしていますか。

○副議長 堀口博志 保健課長

○保健課長 今井美和 現行の下仁田町環境美化に関する条例では、不適切な餌や

り行為については明記がございませんが、第10条ふんの放置の禁止として、ペットの飼い主、飼い主のいない猫の占有者は、ペットのふんの放置をすることにより公共の場所及び他人の土地を汚損してはならないとございます。

また、第16条には情報提供及び措置として、町長は、情報提供を受けたときは速やかに関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に措置しなければならないとあり、第17条には指導または勧告として、規定に違反した者に対し、必要な指導または勧告を行うことができるとあります。第18条の措置命令には、従わない者に対し履行期限を定めて改善その他必要な措置を講ずるよう命じることができるとありまして、第21条には公表として、措置命令に従わないときはその旨を公表することができるとございます。

また、動物愛護管理法第25条には、周辺的生活環境の保全等に係る措置としまして、餌やりに起因して周辺的生活環境が損なわれている場合に、都道府県知事が措置を講ずることができる規定があり、改善命令に違反した場合、50万円以下の罰金が科される可能性がございます。さらに、餌を与えながら適切な清掃や不妊手術を怠り、猫を不衛生な環境で衰弱させた場合は、虐待とみなされ、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる可能性もございます。

命令違反が続く場合には、行政や住民から刑事告発や民事訴訟に発展する可能性もあり、今後は住民生活の環境確保のためにも、検討が必要と考えています。

○副議長 堀口博志 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 動物愛護管理法による多大な過料から住民を守るためにも、町行政による小さな過料が必要だと私は感じます。

また、ペットではない生物のルールを守らないということによって起こる外猫の殺処分、交通事故等などから守る愛護と生活環境を守る生活環境保全のバランスを取るという観点からも、下仁田町の環境美化に関する条例の改正が必要ではないかと私は考えます。また、そういった条例を備えるほかの自治体も増えてきているみたいです。

○副議長 堀口博志 保健課長

○保健課長 今井美和 調べますと、一部の自治体では独自の条例によって不適切な餌やりを規制し、過料、罰金を設けている場合がございますので、参考にさせていただきたいと思えます。

○副議長 堀口博志 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 そういった弱い生き物への餌をあげる行為は、とても博愛精

神にのっつた優しいことだと思います。でも、そのことが原因でご近所トラブルから訴訟問題にも発展しかねません。そういった心優しい人を守るためにも、条例の改正、ペット以外の不妊手術に対する行政の支援が一匹でも多くの不幸な外猫を増やさないことへつながると私は考えます。

町長のお考えはどうでしょうか。

○副議長 堀口博志 町長

○町長 岩崎正春 お答えします。

無責任な餌やりをしてしまう人は、猫への愛情はあっても、増やしてしまうことへの罪悪感や近隣への迷惑に対する認識が薄い場合が見受けられます。

いつも小井土議員は質問に積極的に立っていただきましてありがとうございます。議員のご指摘の点を十分に踏まえ、法令との整合性、実効性、動物愛護との両立を図りながら、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいりたいと思います。ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○副議長 堀口博志 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 ありがとうございます。

予定した時間より大分早いですけれども、これで私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長 堀口博志 以上で一般質問を終結いたします。

○副議長 堀口博志 本日の日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 令和8年3月5日 午前10時37分